

## 公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて（答申）

地方自治法第244条の4第4項の規定により諮問された、諮問第1号「公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて」について、下記のとおり答申する。

### 記

本件は、鎌倉市おなり子どもの家における入所保留処分について、異議申立てが行われたものであるが、異議申立人による入所申請は、申請期間終了後になされており、当該施設への申し込み数が申請期間中に定員に達したことから、処分はやむを得ないものである。

さらに、本件審理の途中で、市長から異議申立人に対し、当該施設への入所承認通知が行われていることから、異議申立ての利益は失われているものと解される。

よって、本件異議申立ては不適法と認められることから、却下することが妥当であると判断する。

なお、子どもの家入所申請に係る事務手続については、より丁寧な対応を望むものである。